

## 質 疑 応 答 書

件名 生活保護システム機器等賃貸借（1/2）

質 問 事 項	回 答（仙台市記入欄）
<p>① P.1 第2節 本賃貸借契約により受注者が実施する業務 2. 契約期間満了後における機器等の解体、撤去、データ消去</p> <p style="margin-left: 20px;">P.4 第4章 機器等の解体、撤去、データ消去 ・契約期間満了後、受注者は庁舎内で速やかにデータ消去を行った上で機器等を撤去し、データを消去した旨の証明書を本市へ提出すること。</p> <p>とあるが、撤去、データ消去の具体的な内容をお示し下さい。</p> <p><b>【対象】</b> PC 78台、プリンタ 16台、ハブ 18台のみ</p> <p><b>【データ消去方法】</b> 物理破壊、磁気破壊 又は 論理削除など</p> <p><b>【解体】</b> 機器等筐体ごと物理破壊を行う 又は データ消去後機器等筐体返却</p> <p><b>【証明書】</b> 消去証明書については言及されているが、破棄証明書は不要か。</p>	<p>① ソフトウェア消去が可能な記録媒体については、ソフトウェア消去を原則とします。データ消去方式は、米国国立標準技術研究所又は米国情報安全保障監督局が規定する方式、もしくはそれらと同等と認められる規格に準拠したものとします。（3回以上の上書き消去。）</p> <p>ソフトウェアによる消去が困難な場合は、物理的破壊（磁気破壊含む）とするが、物理的破壊を行えない物品については、製造会社等が推奨するデータ消去方法による対応を可とします。その際は、当該製造会社等よりデータの再現性がないなど、当該方法の合理性・妥当性を確認できる書証を提出してください。廃棄される物品については、破棄証明書を提出してください。</p>
<p>② P.6 別紙1 機器仕様 その他 イメージリカバリソフトウェアの動作保証があること。</p> <p>とあるが、P.9 ソフトウェア詳細仕様には、それらしきソフトウェアが記載されていない、別途調達が必要か。</p>	<p>② ソフトウェアは不要です。一般的な Windows の展開サービスが使用できる仕様であれば可です。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名 生活保護システム機器等貸借 (2/2)

整理番号 (仙台市記入欄)		2	
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
③	<p>P.9 別紙2 ソフトウエア仕様 ウィルスバスターコーポレートエディションクラ イアント</p> <p>バージョンが10とされているが、このバージ ョンは現在販売が終息(全てのサポートが終了) されている。</p> <p>仙台市が用意するインストーラーで、PCへのイン ストールのみを行うのか。</p>	③	<p>ソフトウェアのバージョンはリリ ースされている最新版としてくださ い。</p>
④	<p>P.9 別紙2 ソフトウエア仕様 Systemwaker DT-P/K</p> <p>仙台市が用意するインストーラーで、PCへのイン ストールのみを行うのか。</p>	④	<p>インストール作業は仙台市側で行 います。ライセンスの提供をお願い します。</p>
⑤	<p>P.9 別紙2 ソフトウエア仕様 SMARTACCESS/Premium 二要素認証専用 Portshutter Premium V2 INSTANT COPY V5.0</p> <p>ソフトのプログラムを媒体で1つ提供すること。 とあるが、これはソフトウェアのみ調達納品する との認識で良いか。</p>	⑤	<p>お見込みのとおりです。インスト ール作業は仙台市側で行います。</p>
⑥	<p>第2節 障害対応 2. 障害の復旧作業は、原則として開庁日の 9時から17時までに行い、部品の修理、交換、 本市への納入直後の状態への復元も含めて作 業開始から1日以内に終わらせること。</p> <p>とあるが、保守(PC機)機を準備しておき交換、後日 修理で対応する方式でも良いか。</p>	⑥	<p>構いません。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します



# 質 疑 応 答 書

件名 生活保護システム機器等貸借

整理番号 (仙台市記入欄)	
	3
質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
<p>機器を撤去の際、取り外された機器は各所毎にまとめて回収認識をお願いでしょうか。</p> <p>データ消去の方法は指定はありますか。</p> <p>データ消去の証明書は後日の提出をお願いでしょうか。</p> <p>新型のパソコン、PC等の生産・流通と大きな影響を受け、納期内に納品できない場合も想定できます。①受注者の責に帰すべき理由とは考えられないため、受注者及び納入業者との協議で納期を調整することは可能でしょうか。</p> <p>②上記①の場合、貸借期間を「(例として)令和3年4月1日～令和3年3月31日」のように、フライト等の措置は可能でしょうか。</p>	<p>1 機器の撤去についてはお見込みのとおりです。</p> <p>2 データ消去の方法 ソフトウェア消去が可能な記録媒体については、ソフトウェア消去を原則とします。データ消去方式は、米国国立標準技術研究所又は米国情報安全保障監督局が規定する方式、もしくはそれらと同等と認められる規格に準拠したものとします。(3回以上の上書き消去) ソフトウェアによる消去が困難な場合は、物理的破壊(磁気破壊含む)とするが、物理的破壊を行えない物品については、製造会社等が推奨するデータ消去方法による対応を可とします。その際は、当該製造会社等よりデータの再現性がないなど、当該方法の合理性・妥当性を確認できる書証を提出してください。</p> <p>3 データ消去証明書は、5営業日以内であれば、後日で構いません。</p> <p>4 本件については、定めている納入期限内に納品するようお願いします。</p>

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。